

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年10月から43年3月まで
②昭和43年4月から45年3月まで

①の期間について、現年度納付し納付済みの記録となっているが、別途、40年4月から43年3月までの3年分を一括納付した領収書が見付かった。このため、①の期間は二重納付になっているので調査してもらいたい。②の期間について、社会保険庁の記録では申請免除となっているが、免除を受けた記憶は無く、免除を受けなければならないような生活状況でもなかったため、保険料を納付したはずであり、申請免除となっている（②の期間のうち、昭和45年1月から同年3月までは追納となっている）ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の年金記録は、平成20年2月に過年度納付の領収書（昭和40年4月から43年3月までの間領収済み）が見付かったことにより記録訂正が行われているが、訂正が行われる前は、昭和40年4月から41年3月までは厚生年金保険加入、同年4月から同年9月までは未加入、同年10月から43年3月までは国民年金加入、現年度納付済み、との記録であった。領収書が見付かったことによる記録訂正で、40年4月から41年3月までの間は厚生年金保険加入期間であるため国民年金保険料還付、同年4月から同年9月までの間は未加入から、国民年金加入、納付済み（過年度納付）に訂正されている。一方、申立期間である41年10月から43年3月までの間の訂正は行われず、納付済み（現年度

納付) のままとなっている。

しかし、申立期間に係る納付記録を申立人が所有していた領収書によるものとするならば、①本来、過年度納付となるはずが社会保険のオンライン記録は現年度納付となっていること、②同じ領収書で領収したはずの昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの領収が、年金記録に反映されず、未加入の記録となっていたこと、③40 年 4 月から 41 年 3 月までの間は厚生年金保険加入期間であるため、国民年金保険料の還付が必要となるが、平成 20 年 2 月に記録訂正されるまで還付した実績は無いこと、など不自然な点が多くみられる。したがって、申立期間について、申立人は、現年度納付により保険料を納付していたが、別途 3 年間分の保険料を過年度納付し、その納付記録が宙に浮いていたものと推認することができる。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では申請免除となっているが、申立人は免除申請をした記憶は無いとしている。

しかし、社会保険庁の被保険者台帳（特殊台帳）及びA市の被保険者名簿とも申請免除となっているほか、申立人は、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの申請免除期間の保険料を 55 年 1 月 30 日に追納しており、申立人は、当時、申請免除の事実を承知していたものと考えられる。また、申立人は申立期間当時の保険料の納付方法、金額等を記憶しておらず、申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。申立期間についても、国民年金に加入し、市役所で保険料を納付していたはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号の払出時期は、昭和51年3月ごろで、その夫と連番で払い出されている。また、資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録、A市が保管する国民年金被保険者名簿とも50年4月1日となっており、申立期間は未加入となっている。

さらに、申立人によれば、申立期間についても、国民年金に加入し保険料を納付したはずだとしているが、加入手続の時期、保険料の納付方法、金額等を記憶しておらず、当時の状況が不明である。

加えて、申立期間について、申立人の夫も未加入となっている。

このほか、申立人は、申立期間の前後を通じてA市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月及び同年8月

会社を退職した後の昭和42年6月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。国民年金手帳は資格取得日が42年7月1日となっているが、社会保険庁の記録では42年9月1日で国民年金に未加入となっている。申立期間について納付したはずなので未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格取得年月日は、申立人が保有する国民年金手帳では、昭和42年7月1日、社会保険庁のオンライン記録では、同年9月1日となっている。しかし、申立人は同年8月25日まで厚生年金保険適用事業所に勤務しており、少なくとも同年7月1日に国民年金に加入することはなく、国民年金手帳の資格取得年月日は誤記と考えられる。また、申立人は42年6月ごろに国民年金加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、国民年金手帳に記載の発行日から45年7月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は昭和40年ごろから平成6年ごろまで継続してA市に居住していたとしているが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は申立期間について、納付金額、納付方法の記憶は無く、申立期間について、保険料を納付していたことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。加えて、申立期間に引き続く昭和42年9月から44年3月までの期間も未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的

に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

家業の仕出料理屋に勤務し、義母が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人によれば、申立期間当時、家業の仕出料理屋に勤務し、家族では申立人の父、申立人及びその義母が国民年金に加入し、義母が保険料納付の手続を行っていたとしている。

申立人の家族の国民年金保険料の納付記録をみると、申立人の義母は申立人と同様に申立期間は未納となっているほか、申立人の父にも申立期間の一部に未納がみられ、昭和61年10月から62年3月までは納付済みとなっているが、これは63年11月に時効間際に過年度納付されたものである。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず詳細が不明であるほか、当時国民年金の納付を担当していたとしている申立人の義母に当時の状況を確認したところ、年金の納付については申立人の責任にゆだねていたとしており、申立期間について国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。